

議案第 36 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市都市公園条例（昭和 32 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 6 第 1 号カ中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

第 4 条第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 指定された場所以外の場所で喫煙（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 28 条第 2 号に規定する喫煙をいう。）をすること。

第 28 条中「同条各号」の次に「（第 9 号を除く。）」を加える。

第 2 条 川崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第 28 条中「（第 9 号を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 2 条の 6 第 1 号カの改正規定は同年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園において禁止する行為に、指定された場所以外の場所で喫煙をすることを追加すること等のため、この条例を制定するものである。